

○居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成十二年厚生省告示第三十三号）（抄）

（変更点は下線部）

改正案		現行	
一 （略）		一 （略）	
イ （略）		イ （略）	
ロ 要介護一	一万六千六百九十二単位	ロ 要介護一	一万六千五百八十単位
ハ 要介護二	一万九千六百十六単位	ハ 要介護二	一万九千四百八十単位
ニ 要介護三	二万六千九百三十一単位	ニ 要介護三	二万六千七百五十単位
ホ 要介護四	三万八百六単位	ホ 要介護四	三万六百単位
ヘ 要介護五	三万六千六十五単位	ヘ 要介護五	三万五千八百三十単位
二 （略）		二 （略）	
イ 要支援一	五千三単位	イ 要支援一	四千九百七十単位
ロ 要支援二	一万四百七十三単位	ロ 要支援二	一万四百単位